

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
お休み  
の日に  
あつた  
と認む)

## ◇告 示 目 次

- 原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の指定
- 健康保険法等に基づく現物給与の標準価額の改定
- 健康保険法等に基づく看護料の支給基準の改定
- 飼料の分析検査の概要
- 河川法施行令による河川管理者の許可を要しないもの  
の指定
- 土地区画整理事業の変更の認可
- 計量器の定期検査の実施
- 道路の区域の変更

## 告 示

### 鳥取県告示第二百七十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十年二月法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 診療科名所 在 地  
 昭和四十年四月一日 浜村診療所 内科、産婦人科 気高郡気高町勝見

### 鳥取県告示第二百七十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二条第二項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十五条及び日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第四条第二項の規定に基づき、報酬又は賃金の全部又は一部が金銭又は通貨以外のもので支払われる場合の標準価額を次のとおり定め、昭和四十年五月一日から適用し、昭和三十八年五月鳥取県告示第二百七十二号（健康保険法等に基づく現物給与の標準価格について）は、廃止する。

昭和四十年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- |         |            |       |
|---------|------------|-------|
| 一 食事の給与 | 一人一月につき    | 三千三百円 |
|         | 一人一日につき    | 百十円   |
|         | 朝食一食につき    | 三十円   |
|         | 昼食一食につき    | 四十円   |
|         | 夕食一食につき    | 四十円   |
| 一 住宅の給与 | 畳一畳一人一月につき | 百五十円  |
| 一 被服の給与 |            | 時 価   |

### 鳥取県告示第二百八十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条日雇労働者健康保険

法（昭和二十八年法律第二百七号）第十条及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定による看護の給付を行なう場合の看護料の支給基準を次のように定め、昭和四十年五月一日から適用し、昭和三十九年四月鳥取県告示第二三三十八号（健康保険法等の規定に基づく看護料の支給基準については、廃止する。

昭和四十年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

看護料支給基準

病 類 別	一日当たりの看護料		
	看護婦	准看護婦	看護助手
コレラ、痘瘡、発疹チフス、ペスト	一、五三〇円	一、二二〇円	一
赤痢（疫病を含む）、腸チフス、ラチフス、猩紅熱、シフテリア、急性腸炎、日本脳炎、急性灰白髄膜炎、開放性結核及び結核病棟に収容された非開放性結核患者並びに精神病	一、二二〇円	九八〇円	八五〇円
普通病	一、〇二〇円	八二〇円	七二〇円

登録飼料

製造事業場の所在地及び名称	飼 料 名 称	登録番号	検 査					収去年月日、その他特記すべき事項
			粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	要注出物	
香川県坂出市坂出町浜田3808 日本農産工業株式会社坂出工場 フルエノ印刷離育成用完全配合飼料ネオ特製チツク フー		3.147	20.0	3.0	5.0	8.0	39.12.16	米子市糶町138 江畑飼料店倉庫
			21.3	4.7	1.8	5.3		

備考

- 1 看護料には、食費及び寝具料を含むものとする。
- 2 医師が療養上徹夜看護を必要と認めるときは、一日当り看護料の額に二割五分の額を加算することができる。

鳥取県告示第二八十一号

飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定に基づき、昭和三十九年十一月及び昭和三十九年十二月から昭和四十年三月までに収去した飼料の分析検査の概要を、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

山口県下関市東大和町大浜 林業産業株式会社下関飼料工場 まるは印完全配合飼料幼雛用 S	4,143	20.0 21.1	3.0 4.4	6.0 2.1	9.0 7.6		39.12.16 米子市船町3丁目53番地 山陰食糧株式会社倉庫
兵庫県尼崎市西高州町27番地 泉急エビス産業株式会社関西工場 住友若豚完全配合飼料肉豚後期用 住友完全配合飼料大雛用マル赤	3,250 3,382	13.0 14.2 14.0 14.2	2.0 3.9 3.0 4.7	7.5 4.3 7.0 4.2	10.0 5.1 10.0 7.9		40.1.25 倉吉市上井320番28地 倉朝倉本店
呉市築地町9番地 呉飼糧株式会社 クレマツ印成鶏用完全配合飼料みやびマツツシユ	3,495	17.0 17.7	3.0 4.8	6.0 5.0	11.0 7.7		40.1.25 倉吉市福吉町 呉飼糧株式会社倉吉営業所
神戸市長田区駒ヶ林南町1番地 日本配合飼料株式会社神戸工場 三井印完全配合飼料幼豚用 三井印若豚完全配合飼料肉豚前期用 三井印若豚完全配合飼料肉豚後期用 三井印完全配合飼料成鶏用ニユーマツツシユ	3,035 2,906 3,428 2,125	15.0 18.0 14.0 15.5 13.0 14.5 16.0 17.0	2.0 4.5 1.5 4.2 4.5 3.8 2.5 3.6	6.5 3.5 7.5 4.1 7.5 3.3 2.8	9.0 6.7 10.0 6.5 10.0 5.1 10.0 9.5		40.1.28 倉吉市明治町1037 倉吉市明徳株式会社桑田商店
香川県坂出市坂出町浜田3808 日本農産工業株式会社坂出工場 マルエイ印完全配合飼料成鶏用1号	1,004	17.0 17.2	3.0 3.4	7.0 3.0	10.0 8.2		40.1.8 倉吉市明治町 倉日本通運株式会社倉吉支店
広島市吉島本町902ノ6番地 船入糧工株式会社 ヒノマル完全配合飼料若肉鶏用プロイラーC ヒノマル完全配合飼料若肉鶏用プロイラーB ヒノマル完全配合飼料成鶏用特号マツツシユ ヒノマル完全配合飼料成鶏1号	4,049 4,048 4,047 4,041	17.0 17.1 19.0 20.2 16.0 17.6 17.0 18.0	3.0 4.2 3.0 3.7 2.5 4.5 2.5 4.4	6.5 2.9 6.0 3.0 7.0 3.4 7.0 4.4	9.0 5.8 9.0 6.9 11.0 8.9 11.0 7.7		40.3.2 鳥取市吉方 因伯通運株式会社倉庫
山口県下関市東大和町大浜 林業産業株式会社下関飼料工場 まるは印完全配合飼料大雛用	3,048	14.0 15.1	3.0 3.8	7.0 4.9	10.0 8.9		40.3.3 鳥取市今町1丁目1番地 豊国産業株式会社鳥取営業所

兵庫県神戸市東区小野浜町1番地の1地先 日清製粉株式会社神戸飼料工場 日清印成鶏用宅全配合飼料レダグホソ	2,259	18.0 19.1	2.5 3.9	7.0 3.9	10.0 9.3		40. 3. 3 鳥取市富安333 中村産業株式会社
神戸市兵庫区明治通3丁目20番地 兼三株式会社飼料工場 マルマス印完全配合飼料成鶏タカラ	3,436	17.0 17.0	3.0 4.3	7.0 3.9	10.0 9.3	もみから検出	40. 3. 3 鳥取市富安333 中村産業株式会社 もみから検出

(備考) 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄は「以上」を示し「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。  
 ついては「以上」を「アイツシユソリユヅル」要着飼料については「以下」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。  
 収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称	表示区分	検 査 結 果					収去年月日	その他特記事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	注意 標出物		
鳥取県境港市外江町彦男新田3745の1 山陰くみあい飼料株式会社	表	21.0 22.0	4.0 5.7	5.0 2.8	8.0 5.9	炭酸カルシウム 0.7 アミノ酸 3.0 第3種酸カルシウム 0.55	39.11.26	
兵庫県尼崎市西高洲町27番地 東急エビス産業株式会社関西工場 住友完全飼料肉牛用	表	15.0 15.3	2.0 3.9	8.0 7.5	10.0 8.9	炭酸カルシウム 3.0	40. 1. 25 倉吉市上井320番の28地 朝倉本店	
北九州市若松区浜の町開73番地 日華油豚株式会社若松工場 ニツカ飼料31号	票	35.0 35.5		14.0 12.4	7.0 6.1		"	

鳥取市東郷町9番地 吳飼糧株式会社 クレマツ印乳牛配合飼料振号 クレマツ印混合飼料竹号	表	16.0 17.1 8.8	3.0 3.8	9.0 7.2	10.0 6.6 2.4	炭酸カルシウム	3.4	40. 1.25 倉吉市箱吉町 吳飼糧株式会社倉吉営業所
尾鷲市の江字下油6の1 三協肥料株式会社 クレマツ印飼料用混合魚粉		50.5			24.0			"
岡山県玉野市宇野港 株式会社加藤製油所 二種混合		9.1			2.4			40. 1.28 倉吉市明治町 倉日本通運株式会社倉吉支店 倉庫
香川県坂出市坂出町浜田3808 日本農産工業株式会社坂出工場 ワルエイ印成鶏用飼料ルーキ一	表	17.0 18.4			12.0 11.1	炭酸カルシウム	5.0	"
鳥取市場所町2丁目143 倉谷魚粉製造所 45.0% 魚粉 50.0% 魚粉	票 票	45.0 45.7 50.0 48.2			25.0 28.0 20.0 25.7			40. 3. 2 粗灰分過 糲粗たん白質不足 粗灰分過糲
広島市吉島本町902ノ6番地 船入糧工株式会社 ヒノワルつぶえ	表	13.0 13.0	3.0 3.6	7.5 4.2	10.0 7.2	炭酸カルシウム ルーサンミンール	3.0 3.0	40. 3. 2 鳥取市吉方 因伯通運株式会社倉庫
山口県下関市東大和町大浜 林兼産業株式会社下関飼料工場 動植物性たん白質混合飼料まるは印赤ミール 混合飼料	票	50.0 51.3 9.7		5.5 5.9	20.0 15.4 2.2			40. 3. 3 鳥取市今町1丁目1番地 豊國産業株式会社鳥取営業 所
兵庫県神戸市葦合区小野菜町1番地の1地先 日清製粉株式会社神戸飼料工場 日清印乳牛用完全配合飼料断ひかり	表	17.0 18.3	2.0 4.0	11.5 7.3	10.0 8.6	炭酸カルシウム	3.0	40. 3. 3 鳥取市富安333 中村産業株式会社

(備考) 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附しを飼料を「票」とあるのは任意に成分票を附した飼料を、空白はそれら以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄は「以下」を示し「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。いては「以上」をフイットソリユエナル検査欄率については「以下」を示し「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。検査物「法第15条の2に関するもの」の欄中上段は混入物の表示上の混入割合の示し、下段は分析結果の混入割合を示す。收去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第二百八十二号

河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条第一項第二号の規定により、二級河川の河川区域内の土地における行為で河川管理者の許可を受けることを要しない軽易なものを次のように指定する。

昭和四十年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十六条の許可を受けて設置した工作物の取水又は排水に係る機能を維持する目的で行なう取水口又は排水口附近のしゅんせつ
- 二 竹木の伐採

鳥取県告示第二百八十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第九項の規定に基づき、境港市計画下ノ川土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第十項において準用する同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

境港市計画下ノ川土地区画整理事業

二 事務所の所在地

境港市上道町一六〇〇

三 事業計画認可年月日

昭和三十六年七月二十八日

四 変更認可年月日

昭和四十年五月二十日

鳥取県告示第二百八十四号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百四十条の規定に基づき、鳥取市の計量器定期検査を次のとおり実施するので同法第百四十三条第一項の規定により告示する。

昭和四十年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査の期日	検査の区域	検査の場所
六月二十八日	鳥取市	鳥取東高等学校
午前九時から 午後四時まで		
二十九日		修立小学校

七月	三十日	遷喬小学校
二日	一日	醇風小学校
五日	二日	日進小学校
六日	五日	鳥取鮮魚卸売市場
七日	六日	明德小学校
八日	七日	富桑小学校
九日	八日	鳥取市賀露地区公民館
十二日	九日	湖山地区公民館
十三日	十日	計量器所在場所
十四日	十一日	
十五日	十二日	
十六日	十三日	

種道路類	路線名	区	間	区域変更前後別	敷地の幅員メートル	延キロメートル	備考
一般国道	二十九号線	鳥取県八頭郡若桜町大字落折字ヒシロハタ一四の一	二	変更前	四・〇	〇・一八〇	
		同 県同 郡同 町大字落折字ヒシロハタ官有無番地	から	変更後	七・〇	〇・一八〇	
		鳥取県八頭郡若桜町大字落折字ヒシロハタ官有無番地	から	変更前	四・〇	〇・一六〇	
		同 県同 郡同 町大字落折字ヒシロハタ官有無番地	まで	変更後	七・五	〇・二〇〇	
		鳥取県八頭郡若桜町大字小船字家廻り官有無番地	から	変更前	七・五	〇・二〇〇	
		同 県同 郡同 町大字小船字家廻り官有無番地	まで	変更後	七・五	〇・二〇〇	
		鳥取県八頭郡若桜町大字小船字家廻り官有無番地	から	変更前	七・五	〇・二〇〇	
		同 県同 郡同 町大字小船字家廻り官有無番地	まで	変更後	七・五	〇・二〇〇	

鳥取県告示第二百四十九号

建設省中国地方建設局長が道路法（昭和二十七年法律第八十号）第八條第一項、第二十七條第一項及び第九十七條の二の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法第十八條第一項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十年五月二十五日から二週間鳥取県土木部道路課、建設省中国地方建設局鳥取工事事務所及び同局倉吉工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和四十年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

十七日  
三十日  
鳥取県計量検定所

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
同 県同 郡同 町大字徳丸字上郡原五六五の二	鳥取県八頭郡八東町大字富枝字山崎三〇二の二	同 県同 郡同 町大字富枝字山崎三〇二の二	鳥取県八頭郡八東町大字富枝字山崎河原三六〇の三	同 県同 郡同 町大字富枝字山崎河原三六〇の三	鳥取県八頭郡八東町大字日田字山崎二五三の八	同 県同 郡同 町大字日田字山崎二五三の八	鳥取県八頭郡八東町大字日田字渡土二六〇の六	同 県同 郡同 町大字日田字渡土二六〇の六	鳥取県八頭郡八東町大字日田字水跨九六の三	同 県同 郡同 町大字日田字水跨九六の三	鳥取県八頭郡八東町大字日田字先河原八六の二	同 県同 郡同 町大字日田字先河原八六の二
まで	から	まで	から	まで	から	まで	から	まで	から	まで	から	まで
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
一四・四〇〇	四・四一〇	一七・二一三	五・八一三	八・八二七	六・五二〇	七・〇一八	九・五二〇	五・五二〇	四・七二六	五・五二〇	四・五二〇	一・七六〇
二二・〇〇六	二・〇一八	〇・一〇〇	〇・一〇〇	〇・一三五	〇・一五〇	〇・〇五四	〇・五三〇	〇・五四八	〇・一〇四	〇・一〇七	三・一二二	一・七六〇

